

令和6年2月13日 第2回農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年2月13日（火）

開会時刻：9時56分 閉会時刻：10時47分

2. 早島町役場 2階第一会議室

3. 出席委員

1 番 増田 利之

2 番 安原 輝夫

3 番 佐藤 周二

4 番 林 正

5 番 栗坂 一郎

6 番 眞鍋 和崇

7 番 佐藤 一義

8 番 日笠 太（職務代理）

9 番 原 勝

推進委員 水畑 徳子

推進委員 齊藤 啓子

4. 欠席委員

10 番 澤田 晃始（会長）

5. 傍聴人数

なし

6. 議事日程

議案第4号 基盤強化法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請について

7. 農業委員会事務局員

事務局長 安原 隆治

書記 上化田 圭一

書記 杉本 和也

書記 廣畑 卓也

事務局長（安原 隆治君）

ただいまから令和6年第2回早島町農業委員会を開会いたします。

はじめに会議の成立についてご報告いたします。本日は出席委員9名、欠席委員1名でございます。農業委員会等に関する法律第27条により、在任委員の過半数の方がご出席しておりますので、本日の会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、本日は澤田会長が欠席となっておりますので、早島町農業委員会会議規則第16条に基づき、以降の議事進行につきましては日笠職務代理によりしくお願いいたします。

議長（日笠 太君）

これより議事に入ります。まず議事録署名委員の指名を行います。私の方で指名してよろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長（日笠 太君）

それでは、議事録署名委員は、6番の眞鍋 和崇委員、7番の佐藤 一義委員にお願いします。

【両委員了承】

議長（日笠 太君）

それでは、日程1の議案第4号 基盤強化法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。なお、本案件について、4番 林 正委員は利害関係人でありますので、林委員には一時退室を求めます。

【林委員退室】

議長（日笠 太君）

それでは、事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書2ページをご覧ください。番号1から3については関連する案件でありますので併せてご説明します。

まず番号1について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が805㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は岡山市北区表町●

●●●●●●●●にお住いの●● ●●さん、借受人は早島町早島●●●●番地にお住いの● ●●さんです。こちらは利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までです。位置図は3ページです。

続いて番号2について、農地の所在は前潟字三ノ割●●●番●、地目が田、面積が869㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は● ●●さんです。こちらも利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までです。位置図は3ページです。

続いて番号3について、農地の所在は前潟字十町分●●●●番、地目が田、面積が1,103㎡です。利用権の種類は使用貸借権で、貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は● ●●さんです。こちらも利用権の再設定であり、権利の期間は令和6年3月1日から令和11年2月28日までです。位置図は3ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしくお願いします。

9番（原 勝君）

2月8日に現地確認を行いました。再設定ということで田んぼの方もよく管理されていて、何ら問題はありません。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第4号・番号1から3については承認したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第4号・番号1から3は承認されました。
ここで林委員の入室を認めます。

【林委員入室】

議長（日笠 太君）

続きまして、日程2の議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書4ページをご覧ください。議案第5号番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は前潟字九ノ割●●●番、地目が田、面積が1,405㎡、前潟字九ノ割●●●番、地目が田、面積が4,607㎡、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が3,410㎡で合計3筆、9,422㎡です。譲渡人は倉敷市茶屋町早沖●●●●番地にお住いの●● ●さん、譲受人は岡山市南区彦崎●●●●番地●●●●にお住いの●● ●●さんであり、申請事由につきまして、譲渡人は労力不足によるもの、譲受人は増反によるものとなっております。位置図は5ページです。説明は以上です。

議長（澤田 晃始君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を9番 原 勝委員からよろしく願います。

9番（原 勝君）

2月8日に現地確認を行いました。場所は今、町が用水工事をしている●●との境目の両脇になります。この地図に描いてあるように昨年この黒い箇所を●●さんが作っておられ、増反になります。何ら問題はないと思います。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第5号・番号1については許可したいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第5号・番号1については許可されました。

続きまして、日程3の議案第6号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書6ページをご覧ください。議案第6号番号1について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、前潟字四百間●●●番●、地目が田、面積が82㎡で農地区分は第2種です。譲渡人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町前潟●●●番地●にお住いの●● ●●さんです。転用目的は敷地拡張で、申請事由は「現在、申請地の北側に居住しているが、車の保有台数が増え、現在の住居敷地では手狭なため、敷地拡張するもの。」です。位置図は7ページです。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 安原 輝夫委員からよろしくをお願いします。

2番（安原 輝夫君）

2月7日に現地確認を行いました。場所は●●●●●の●●●●●を北へ行っただけになります。少し面積を増やしたいということなので82㎡を増やすことになっております。見た限りではどこにも迷惑は掛からないし、50戸連たんの続きですから心配はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

【質疑応答なし】

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1については許可したいと思います。
います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号1は許可されました。

続いて番号2を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書6ページをご覧ください。議案第6号番号2について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が24㎡、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が49㎡、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が229㎡で合計3筆、302㎡で農地区分は第3種です。譲渡人は早島町早島●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は岡山市南区箕島●●●番地●にお住いの●● ●●さんと●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在、妻の実家で生活しているが、家財道具が増え手狭なため、申請地に住宅を建築するもの。」です。位置図は7ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 安原 輝夫委員からよろしくをお願いします。

2番（安原 輝夫君）

2月7日に現地確認を行いました。場所は●●●●●から一本西の通りです。50戸連たんで開発されているところの一角です。一番奥ですがどこにも迷惑は掛からないし問題はないと思います。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありません

か。

5 番（栗坂 一郎君）

ここの用地の南側に用水が通っていると思いますが、ここは用水に対しての護岸をされるんでしょうか。でないと後から工事しようと思っても多分も工事の車両が進入できないと思うんですが。ここの周辺の土地はもう崩れていって皆悩んでいると思います。それで転用するのであれば、後々のために護岸をしてもらってそれから宅地にするようにしてもらった方がいいと思うんですが。

事務局（廣畑 卓也君）

お答えします。今回の申請においても L 型の擁壁を敷地内にすることになっております。護岸はされる前提での建築となりますので問題ないかと思います。

2 番（安原 輝夫君）

護岸というのは三方にするのではなくて住宅地側だけを L 型擁壁でするだけですか。

事務局（廣畑 卓也君）

はい、そうです。

4 番（林 正君）

川沿いのところは全てそうしないと許可を出さないようにしないと、後から施工できないことはないが、莫大な税金がかかる。だから、擁壁をしないと許可しないようにしておかなければいけない。もう 50 戸連たんも終わるが。

6 番（眞鍋 和崇君）

申請番号 2 番の進入路はどこになるんですか。

事務局（廣畑 卓也君）

東側の敷地の進入路を半分譲ってもらうようになります。

6 番（眞鍋 和崇君）

半分所有権が変わるような感じですか。

事務局（廣畑 卓也君）

そのとおりです。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号2については許可相当としたいと思えます。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号2は許可相当と決定されました。続いて番号3を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書6ページをご覧ください。議案第6号番号3について、権利の種類は所有権の移転です。農地の所在は、前潟字拾ノ割●●●番●、地目が田、面積が200㎡、前潟字拾ノ割●●●番●●、地目が田、面積が24㎡で合計2筆、224㎡で農地区分は第3種です。譲渡人は早島町早島●●●番地にお住いの●● ●●さん、譲受人は早島町前潟●●●番地●にお住いの● ●●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在、借家で夫婦二人で生活しているが、出産の予定があるので、申請地に住宅を建築するもの。」です。位置図は7ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を2番 安原 輝夫委員からよろしくをお願いします。

2番（安原 輝夫君）

2月7日に現地確認を行いました。場所は●●●の●●●の真北、●●●●●●の道を隔てて東側です。これも別に近隣に迷惑はないし、問題はないと思いますが護岸をどうするかです。家の北側が結構大きい川ですから。これは事務局は確認されているのか。

事務局（廣畑 卓也君）

この申請においても、北側の水路に面したところはL型の擁壁を施工するよ

うになっておりますので土砂の流出はないと思います。

2 番（安原 輝夫君）

その心配がないなら問題はないです。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

当該地はこの横の許可済みのエリアも含めて路肩の崩壊をしてしまっているところです。ここはL型の擁壁を作るので大丈夫だということですが、横の並びもあわせて対策が取れるのかどうか。この機に機械を入れるのだったらそこで一緒にやってしまった方がいいかなと思うが。

事務局（上化田 圭一君）

回の開発の申請としては、今回開発されるところについてはL型擁壁で宅地の護岸を施工するという申請が出てきております。すでに許可済のところに関しては開発区域に水路に面しているところが入っていないという開発の手法を取られているということになっております。そちらに関してはあくまで水路の一部とみなすか、宅地を守るための護岸とみなすか。今回の申請に関してはあくまでご自身の敷地を守るための護岸をコンクリートで施工されるということでお隣のところは各地権者さんの方で護岸をどういう風に施工されるかということを考えていただく必要があるのかなと思っております。おっしゃられる通り、今回機械が入るのでそのタイミングでということはあるかと思うが、そちらについては各地権者さんの方でどういう風にお考えになるかということだと思っております。

6 番（眞鍋 和崇君）

もちろんその通りだと思います。ただ機械が入るということをご存じなければ、なかなか早めに対策を打てないのではないかと思います。開発者さんにはその周辺にはきちんと説明をして、こういう擁壁をうちは建てるよということを周辺の方に説明をすることはアドバイスとしてできるのかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

3 番（佐藤 周二君）

開発許可が同時申請になっていますね。この時に宅地は宅地で農地転用の権限になるのですが、開発許可申請の段階で護岸を厳重に義務付けるとかそう

いう取り決めはないのですか。

事務局（上化田 圭一君）

開発許可の中でも、護岸に関する許可の項目というのはございます。

3 番（佐藤 周二君）

直接の要件ではないですね。ただ間接的に見た場合に住居地が何らかの形で水が浸かって段々泥が下に流れて行ってしまうとかというあたりの措置を、当然現状ではわからないわけですね。その辺りは単なる指導になるのですか。

事務局（上化田 圭一君）

開発許可は岡山県が権限を持っていますが、開発の許可基準に合っていない場合は合うように指導になるのですが。

3 番（佐藤 周二君）

それは当然ですね。許可基準の中にはないのですか。護岸設置というのは。

事務局（上化田 圭一君）

前回の場合は開発区域を水路から下がったところまでを開発区域というやり方をされていたので、そちらに関しては護岸の基準というのは適用がされていなかったという認識をしております。

3 番（佐藤 周二君）

どちらかという申請者の方が自己防衛せざるを得ないというあたりで整備しなさいと言う指導事項くらいなことになるのですか。

事務局（上化田 圭一君）

あくまでこちらをお願いということになってくるかと思います。基準に合っていない訳ではなくて、どうしてもこういう危険性がありますのでというような、お願いと言いますか法に基づかない指導となります。

3 番（佐藤 周二君）

その程度の指導事項ですか。先ほどの意見からいったら弱い面がありますね。護岸崩壊の懸念はありますね。わかりました。

7 番（佐藤 一義君）

その場合、将来に渡った時に泥が崩れて、住宅と水路の間の土が流れてしまった場合に、町の方に川の護岸をしてくれと言う申し出があった場合に、町が

せざるを得ないのか、できないと断れるのか、それはどうなのか。

事務局（上化田 圭一君）

水路に関しては町の方で管理すべきものですので、水路として必要な機能を確保するという事は必要になって来ると思います。ただ一方でみなさんご存じの通り町内で整備ができていない水路がたくさんある中で、必要な機能というのを整備していくために優先順位を付けさせていただきながらやって行く必要があると思っています。なので、全くしないということではありませんがどうしても、ご要望をいただいてすぐできるかというところが実際はあるとは思っています。

2 番（安原 輝夫君）

常識的に土留めというか、護岸をしなければ崩れると思います。その隣へ家を建っているがどんどん崩れている。既存の人がどうするのか知らないが、家が川の方へ傾くのではないか。この川の北側は50戸連たんで開発しているが、そこは地主が1千万円近くかけてしっかり護岸というか土留めをしている。そうでないと崩れるから。崩れてしまったら苦情を言う先は役場になるだろうが、役場も今のような話ではどうにもならないし、結局自分が困るだけです。自分の代はいいが、次の代には困る人が多いと思う。

4 番（林 正君）

それは家を建てる時に建てる人がしないといけない。昔から川の縁に家を建てるならちゃんと護岸をして家を建てていた。不動産屋もちゃんと指導をしていないし、建てる人も悪いと思う。それは町の責任ではなくて、家を建てる人の責任だと思います。

議長（日笠 太君）

役場の方も指導をしてあげた方がいい。

4 番（林 正君）

川の護岸を後からできないから、きちんとしてから造成しなさいと指導をしなければいけない。土留めをしておいて、その後の川をどうするかは町の責任だから。昔は今みたいなものすごい工事をせずに石垣で十分持つのだから、基礎のやり方を今は間違えている。L型を置くにしても基礎を石垣と同じような基礎をすれば沈まないし倒れない。でも今は杭だけを打ってベースを打つから駄目なんです。沈んだり傾いたりする。石垣だとコンクリートは打たないから、それでも充分持つんだから。今も町で水路改修工事をしているが、早島は崩れやすいのに矢板抜き工事を見積もっていたが、機械を置いたら道ごと滑

って行くので業者の人が大変困っていた。だから今やっと矢板を打てるような許可をして始めた。基本ができていない。昔の屋敷は川の縁へ石垣をしているが、あれが普通なのだから建てる人が先にしないといけない。川が崩れて来るというのが間違いです。今頃は後から来ても、あれが邪魔だからどけろという。ないところへ来ればいいのに、あるのが分かっているから来て文句を言うから、考え方が昔と全然違う。川の縁が崩れたらいけないからきちんとしてから家を建てようという考えがない。川が悪いと言う。だからその辺りの指導をきちんと川があって困るならこうしないといけませんよと指導するべきです。

1 番（増田 利之君）

皆の言う通り最初に護岸をやらしておかないと、住宅ローンを組むときにやっておかないと建てて住み始めて、護岸だけしようとしてもローンの借入れができないから、やはり最初が肝心だと思います。

2 番（安原 輝夫君）

農地の場合には役場で水路資材の支給制度があると思うが、転用の場合は適用されないのか。

事務局（廣畑 卓也君）

今早島町でやっている水路資材の支給制度は、あくまでも農地として保全するための水路資材支給なので、こういった転用目的の場合には適用になりません。

議長（日笠 太君）

名前は出さないが、田んぼをするからと言って支給資材で用水路を直して家を建っている。そういう家もある。

事務局（廣畑 卓也君）

もし仮にコンクリート資材を支給したところについてすぐに転用するとなったら使った資材は返却していただくことになっています。

議長（日笠 太君）

まだ置いてあるが、家は建っている。そういう違反者もいる。

事務局（上化田 圭一君）

それについてはまた確認させてください。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号3については許可相当としたいと思えます。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第6号・番号3は許可相当と決定されました。続いて番号4を議題といたします。事務局、説明してください。

事務局（廣畑 卓也君）

議案書8ページをご覧ください。議案第6号番号4について、権利の種類は使用貸借権の設定です。農地の所在は、早島字立岩●●●●番●、地目が田、面積が238㎡で農地区分は第3種です。貸付人は早島町早島●●●●番地にお住いの●● ●●さん、借受人は倉敷市連島町連島●●●番地●●● ●●●●●●●●●●にお住いの●● ●●さんです。転用目的は自己専用住宅で、申請事由は「現在夫婦と子どもの3人で生活しているが、家財道具が増え手狭なため、申請地に住宅を建築するもの。」です。位置図は9ページです。なお、本申請は別申請中の開発許可申請と同日付で許可となりますことを申し添えます。説明は以上です。

議長（日笠 太君）

ただいまの説明に関して現地確認の結果を7番 佐藤 一義委員からよろしくをお願いします。

7番（佐藤 一義君）

2月8日に現地確認を行いました。場所は●●●●●の●●●●●と●●●●●の間です。ここはもともと田んぼを作っていて、田んぼの一部を潰して宅地にする。田んぼのすぐ西側に赤くなってないところを通って南側の残っている田んぼをするということだそうです。息子さんなので問題はないと思います。すぐ北側に川があり、農機具を入れる橋はあるが、もうひとつここに住宅用の橋を架ける必要があるという状況のところ。農地として問題はありません。以上です。

議長（日笠 太君）

ありがとうございました。これより質疑に入ります。何か質疑がありませんか。

6 番（眞鍋 和崇君）

申請番号 4 番の敷地で住宅を建築する場合、用水路に橋を架ける必要があると思いますが、その申請も出ているのか。

事務局（廣畑 卓也君）

橋を架ける必要があり、その申請も出ています。幅 4 m の橋を架ける申請になっております。

議長（日笠 太君）

その他、ご意見等ありませんか。

【質問、意見なし】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 6 号・番号 4 については許可相当としたいと思います。いかがでしょうか。

【異議なしの声】

議長（日笠 太君）

ないようでありますので、議案第 6 号・番号 4 は許可相当と決定されました。それではその他について、事務局から説明をお願いします。

事務局（廣畑 卓也君）

3 点報告いたします。まず次回の農業委員会について。議案書 10 ページをご覧ください。次回の農業委員会は 3 月 11 日、月曜日、10 時からを予定しております。場所は 2 階の第一会議室です。また議案書を送付いたしますのでご確認ください。

2 点目ですが、事前にお配りしております早島町農業委員会委員及び最適化推進委員募集要項について説明いたします。皆さんの委員の任期が令和 6 年 8 月 4 日で満了となります。令和 6 年 8 月 5 日から令和 9 年 8 月 4 日までの次の任期の委員を募集しております。3 月 1 日から 3 月 29 日までが募集期間となっておりますのでお忘れないようにお願いします。また、周辺農家の方で農業委員に興味がある方がおられるようでしたらご紹介をいただければと思います。

す。

3点目ですが、早島町エネルギー価格高騰対策農業者支援金について説明いたします。

事務局（杉本 和也君）

失礼いたします。事前にお配りしておりますチラシをご覧ください。早島町エネルギー価格高騰対策農業者支援金ということで、農家の方向けの支援金を交付させていただくこととなっております。交付対象者としては、令和5年1月1日時点で早島町に住所を有する方で、令和4年分の確定申告で農業所得の申告を行っている方であり、今後も農業を続ける方となっております。支援金の対象経費、交付額についてですが、動力光熱費の2割、上限30万円とさせていただいております。昨年同じようなやり方で、肥料費の支援金を交付させていただきましたが、その方々については早島町エネルギー価格高騰対策農業者支援金の交付の対象となっておりますので、町の方から個別に案内を送付しております。委員の皆様におかれましては、周辺の農家さんに対して忘れないように申請するように声掛けをお願いできたらと思います。申請期限は3月15日となっておりますので、周知をお願いしたいと思います。

以上でその他の報告事項を終わります。

議長（日笠 太君）

以上で、本日の議案は全て終了しました。

令和6年第2回早島町農業委員会を閉会いたします。